

国保標準仕様書【第1.5版】（案）
に関する意見照会について

令和7年7月10日

1. 標準化の背景と検討体制

背景

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）」に基づき、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）【第1.0版】を公開した。その後も制度改正や残課題事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改訂を行い、令和7年3月31日に国保標準仕様書【第1.4版】を公開したところ。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）」（令和5年9月8日閣議決定）において、「令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す」ことが示されており、国民健康保険業務においては、令和7年度までに、国保標準仕様書【第1.1版】に準拠したシステムへの移行が必要な状況。
- 他方、国保標準仕様書においては、【第1.4版】公開時点で持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度以降の制度改正に対応する必要があることから、引続き国民健康保険システム標準化検討会にて検討を実施し、今般、国保標準仕様書【第1.5版】（案）をとりまとめたところ。

標準化検討会の検討体制

- 標準化検討会については、これまでの国保標準仕様書の作成時と同様、検討会を親会とし主に市町村の構成員で構成される業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）と国民健康保険システムの開発ベンダで構成されるベンダWTの合同WTにて各種議論・検討を行っている。

No.	分類	検討会	業務WT	ベンダWT
1	会議のファシリテーター	・座長	・座長	・座長
2	地方自治体	・業務WT参加団体から構成	・業務、システムに通じる市町村、都道府県の担当者 （都道府県、政令市、中核市、その他市町村で構成）	—
3	関係ベンダ	・ベンダWT参加会社から構成	—	・業務システムを開発しているベンダの担当者
4	所管府省	・厚生労働省保険局国民健康保険課 ・厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室		
5	関係府省	・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム ・総務省自治行政局デジタル基盤推進室		
6	事務局	・国民健康保険中央会		

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 標準化の検討においては、以下の成果物が規定される。ここで規定される内容には主に以下の考えが適用される。
 - ・機能要件や帳票要件で「実装不可」と明記されたものもしくは、記載されなかったものは「標準準拠システム」には搭載されない。
 - ・ここで記載された要件以外の機能については「標準化対象外」と明記されているケースを除き原則カスタマイズにより「標準準拠システム」に実装することもできない。
 - ・様式が規定された帳票については住民向けの通知を統一するという観点で原則「カスタマイズ不可」とされている。

項目		対象(※)	理由・詳細
業務フロー		○	業務の運用イメージを確認でき、共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	機能要件 システムに必要な機能の概要(●●ができること等)	○	最も効率的な運用方式を検討し、標準化する機能を定義する。 共通機能についてはデジタル庁より公開された地方公共団体システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)に準拠するが、国民健康保険システムにて独自に定める機能要件については、個別に定義する。
	画面要件(専ら操作性) 画面の項目やボタン等のレイアウト、遷移の仕様等	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化の範囲外とする
	帳票要件	○	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウト共通理解を促すための標準的な様式として定義する。 なお、ここで規定された帳票については原則、カスタマイズ不可とされている。
	出力項目 帳票に印字する項目、編集仕様等	○	印字項目等を定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	○	帳票レイアウトを定義する。
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	☆	デジタル庁より公開された地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)に準拠している。
	連携要件 他業務システムとの連携インタフェースの項目定義等	☆	本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。
非機能要件	☆	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー デジタル庁と総務省より公開された「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準じる方針とする。	

2.標準化の検討におけるアウトプット

○ 令和7年6月に合同WT及び検討会にて以下のプロセスで検討・議論を行い、国保標準仕様書【第1.5版】（案）を作成している。

<国保標準仕様書【第1.5版】（案）作成のプロセス>

① 国保標準仕様書【第1.4版】公開時点の課題・検討事項や制度改正による仕様書の改訂方針について、**令和7年6月11日に実施した合同WTにて議論し、WT構成員による内容の確認を実施。**



②①で提示した改訂方針と、合同WTにて議論した結果を基に、**国保標準仕様書【第1.5版】（案）を作成。**



③②で作成した国保標準仕様書【第1.5版】（案）について、**令和7年6月25日の検討会において、改定方針及び改版した国保標準仕様書【第1.5版】（案）を全国意見照会に提示することについて諮り、承認を得た。**

国保標準仕様書【第1.5版】（案）に反映した内容や、令和7年6月時点も対応見送りとして国保標準仕様書【第1.5版】（案）に反映していない内容について、後述の「3.国保標準仕様書【第1.5版】（案）への反映内容と未反映内容について」に内容を示す。

検討会、合同WTの議論内容等については、「別添①_第1回国民健康保険システム標準化検討会（令和7年度改訂）資料」参照。

3. 国保標準仕様書【第1.5版】（案）への反映内容と未反映内容について

- 国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映した内容は以下のとおり。
 詳細は、国保標準仕様書【第1.5版】（案）の反映箇所をご確認いただき、ご意見をいただきたい。
 なお、本意見照会時点において未反映の事項はないものの、現在検討が進められている制度改正については、具体的な内容が示され次第検討を行うこととする。

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
1	制度改正	資格確認書等の有効期限について	資格確認書及び資格情報のお知らせについて、有効期限の設定に関する機能要件を規定しているが、負担割合や限度額適用区分を記載する場合に設定する有効期限について明確に示していないことから、 市区町村の実態を調査した上で、国保標準仕様書へ反映を行った。
2		給付管理機能の実装要否について	給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよいか」といった照会があり、回答にあたり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、 国保標準仕様書において規定している給付管理機能について、本紙に規定を追加した。
3		督促状（はがき様式）のレイアウトの追加	介護標準仕様書での規定状況や、過去の全国意見照会において複数ご意見をいただいていることをうけ、 「督促状兼納付書（はがき様式）」の帳票レイアウトを追加した。
4	その他	各種申請書の委任状欄の取り扱いについて	申請書における委任状欄について、現状、規定している帳票としていない帳票が混在する（規定している帳票については、委任状欄を出力すること標準オプション機能として規定している状況）が、規定していない申請書についても委任状欄を出力することを認めて欲しいとのご意見が複数あったことを受け、 本紙に規定を追加した。
5		申告用の納付額証明書における公印の実装類型について	令和6年度の検討において、構成員等からいただいたご意見に基づき、 納付額証明書の公印について、標準オプションに変更した。
6		納付履歴情報（024o003）について	「024 国民健康保険 機能別連携仕様」の連携ID：024o003（納付履歴情報）に関して、国保標準仕様書に住民税システムとの連携に係る機能要件の規定がないことから、 機能要件の追加を行った。
7		カク公・マル公の帳票名称変更について	（別紙3）帳票詳細要件及び（別紙4）帳票レイアウトに規定している納付書について、 帳票名からカク公／マル公を判別できるよう、帳票名の見直しを行った。
8		納付書の項目見直し	各種納付書で規定しているシステム印字項目について、不整合となっている記載が存在したため 帳票レイアウト及び帳票詳細要件の見直しを行った。

3.国保標準仕様書【第1.5版】（案）への反映内容と未反映内容について

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
9		過年度更正の起算日に関する料と税の記載削除について	料と税で起算日が違うと誤認される恐れのある記載箇所について、 要件の考え方を見直した。
10		管理項目名称「賦課権」「徴収権」の記載見直しについて	管理項目名称が「賦課権」と「徴収権」と記載があり不整合となっているため 管理項目の名称を修正した。
11		不当不正利得グループの経過措置対象となる機能要件について	不正不当利得に関する機能要件のうち、不当利得情報の登録機能（機能ID：0242612）を経過措置対象としているが、後続処理で使用する納付管理機能（機能ID：0241231）が経過措置の対象外となっているため、 後続処理の納付管理機能（機能ID：0241231）についても、経過措置対象とした。
12		医療機関情報の管理項目について	医療機関情報の管理項目に重複した規定や、名称の誤りがあるため、 機能要件の見直しを行った。
13	その他	支給決定通知書における公印について	「給付30_国民健康保険高額療養費支給決定通知書」の帳票に規定している公印について、他の支給決定通知における公印で規定している「 印字が必要な団体においては実装必須とする。 」の文言が不足しているため 見直しを行った。
14		帳票における文字切れ対応に関する機能要件追加について	本紙に規定している文字切れ発生時の機能について、 機能・帳票要件に規定し、あわせて本紙にて規定済みの表現についても見直しを行った。
15		一部負担金等減免取消通知書の取り扱いについて	「資格28_一部負担金減免等取消通知書」については被保険者向けだけでなく、医療機関向けに使用されることも想定されることから、当該帳票を医療機関向けに出力するための 機能要件を標準オプション機能として追加した。
16		還付通知書関連帳票の明細数について	「収納6_還付通知書」、「収納7_過誤納金還付請求書」及び「収納8_還付充当通知書」の3帳票の期別の明細数について不統一であることから 帳票レイアウトを見直した。
17		納付書レイアウトに関するゆうちよ指摘対応について	標準仕様書をもとに作成した納付書レイアウトに対してゆうちよ審査にて指摘を受けているとの問合せがあり、改めて見直しを行い、 帳票レイアウトに反映した。

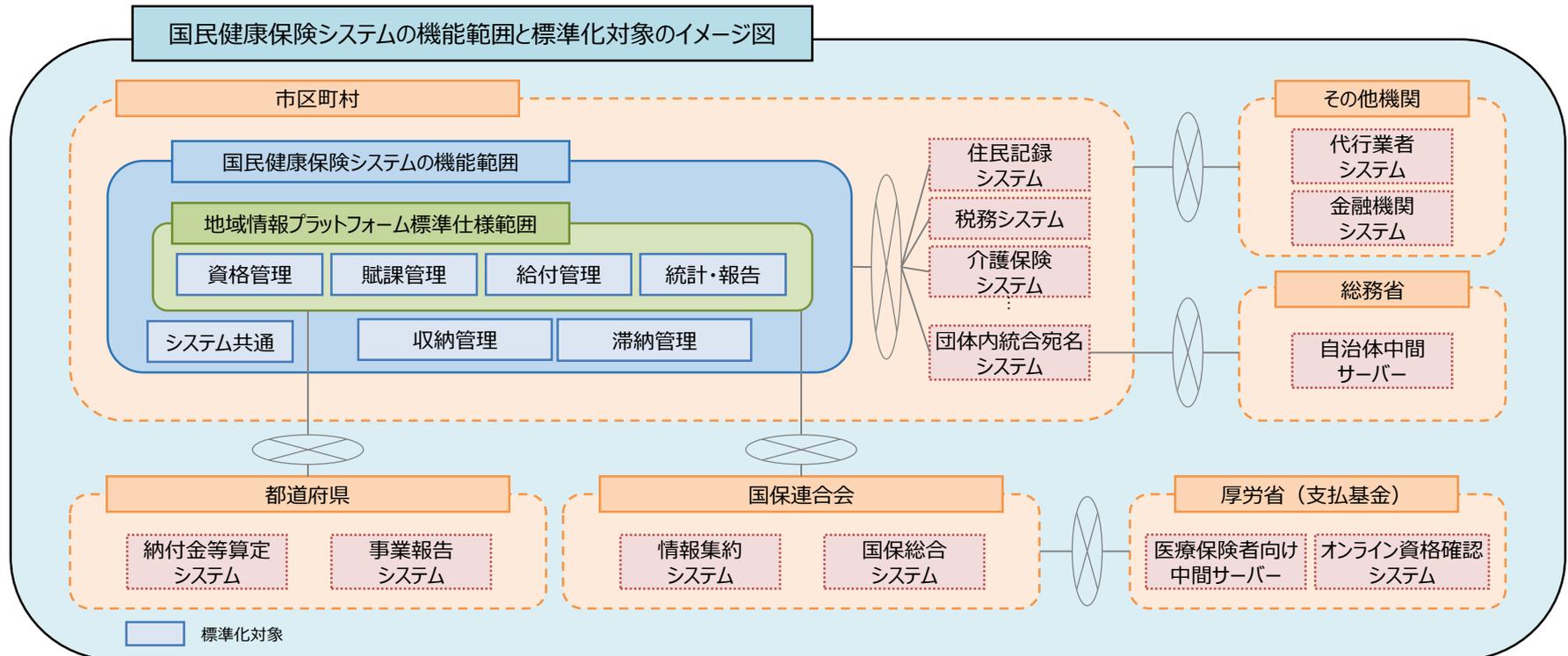
3.国保標準仕様書【第1.5版】（案）への反映内容と未反映内容について

- 現在検討が進められている制度改正案件等である下記1点について、**国保標準仕様書【第1.5版】（案）には反映していない**ため、これらに関するご意見はご遠慮いただきたい。なお、下記1点については令和8年1月の公開に向けて国保標準仕様書に反映する予定としており、仕様書案への反映が完了次第、改めて全国意見照会を実施する予定。

No.	カテゴリ	未反映事項	未反映内容・対応状況
1	制度改正	高額介護合算療養費の支給手続き簡素化について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。 機能要件の整理にあたっては、国保総合システム等との連携仕様や、申請書の帳票レイアウト等について、介護及び後期との調整を行う必要があるが、現時点においても 継続して検討が行われている状況である。 このような状況を鑑み、 国保標準仕様書への取り込みについては、【第1.6版】（令和8年1月公開）に向けて検討を行う。

4.標準化の対象分野について

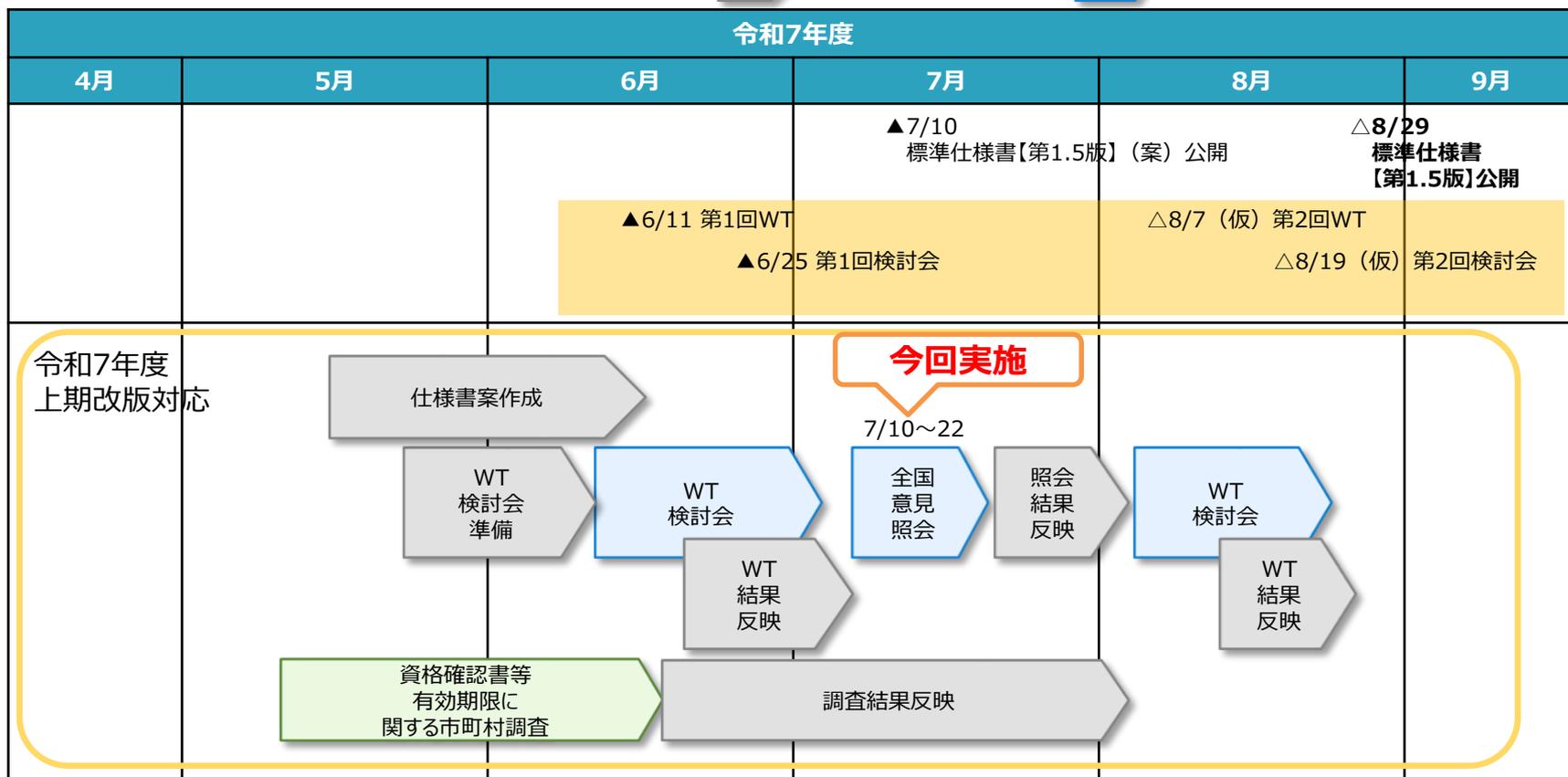
- 国民健康保険システム標準化の対象分野の詳細について以下に記載する。
 - ・国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号）第15号及び標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第14条に定めるとおりとし（いわゆる「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。）、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象とする。
 - ・国民健康保険システムと市区町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムからの連携情報を取り込む機能について、標準化の対象に含めることとする。（具体的な連携項目や連携方式等についてはデジタル庁より示される連携要件にて定められる）
 - ・政令指定都市に関しては、事務処理上、大規模な都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象に含めることとする。
 - ・「給付管理」については、市区町村毎に、国保連合会が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市区町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象とする。



5. 国保標準仕様書【第1.5版】の検討スケジュール

- 国保標準仕様書【第1.4版】公開後、引き続き制度改正事項等による改版の検討を進め、検討会及び合同WTによる議論を行い、国保標準仕様書【第1.5版】（案）を作成した。
- 今回実施する国保標準仕様書【第1.5版】（案）に対する全国意見照会の結果の取り込みを行ったうえで、**令和7年8月末頃に国保標準仕様書【第1.5版】を公開する予定。**
- 国保標準仕様書【第1.5版】公開までの、現時点のスケジュールを以下に示す。

 : 事務局が実施する作業
  : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



- なお、基本方針において、「**令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す**」と示されていることから、**国保標準仕様書【第1.5版】で追加・変更された実装必須機能への適合基準日は、令和8年4月1日以降とする。**
 （制度改正に係る機能要件のみ、令和8年4月1日と制度施行日のどちらか遅い方が適合基準日となる。）

6. 今回の意見照会における前提

- 標準仕様書については、一度作成して終わりとなるものではなく、その後に発生する制度改正等の内容を踏まえ、定期的にメンテナンスが行われていくものです。今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.4版】に対する改版内容を反映した国保標準仕様書【第1.5版】（案）について、ご意見等を伺うものです。
- 現在の国保標準仕様書【第1.5版】（案）に至るまでの検討過程等について、総括した資料が令和7年6月25日に開催した国民健康保険システム標準化検討会第1回検討会の資料「【資料No.2】第1回検討会」にてまとめられています。検討過程に不明点などがある場合は、まずはこちらをご参照ください。
（別添①_第1回国民健康保険システム標準化検討会（令和7年度改訂）資料）
- 標準仕様書は本紙と別紙で構成されており、本紙には、標準化の背景、標準仕様書の取り扱いや考え方、別紙の前提となる事項等が纏められていますので、別紙をご確認いただく前に必ずご参照ください。
- 帳票については外部帳票（住民向け）のみを様式として規定しています。内部帳票については標準仕様書としては規定していません。また、オンライン画面の詳細な内容等も同様に規定しておりません。これらの機能については各ベンダの創意工夫に委ねられます。
- 標準仕様書には、デジタル庁が作成するデータ要件・連携要件標準仕様書、共通機能標準仕様書がありますが、今回の意見照会では対象外となります。
- なお、機能については、標準仕様書（本紙）にも記載しておりますが、基本的に全ての市町村において必要とされるものは「実装必須」として規定されますが、一部の市町村でのみ使用することが想定されるもの等については、基本的に「標準オプション」として規定されます。

6. 今回の意見照会における前提

○ 以下の内容については、今回の意見照会の対象外とさせていただきます。

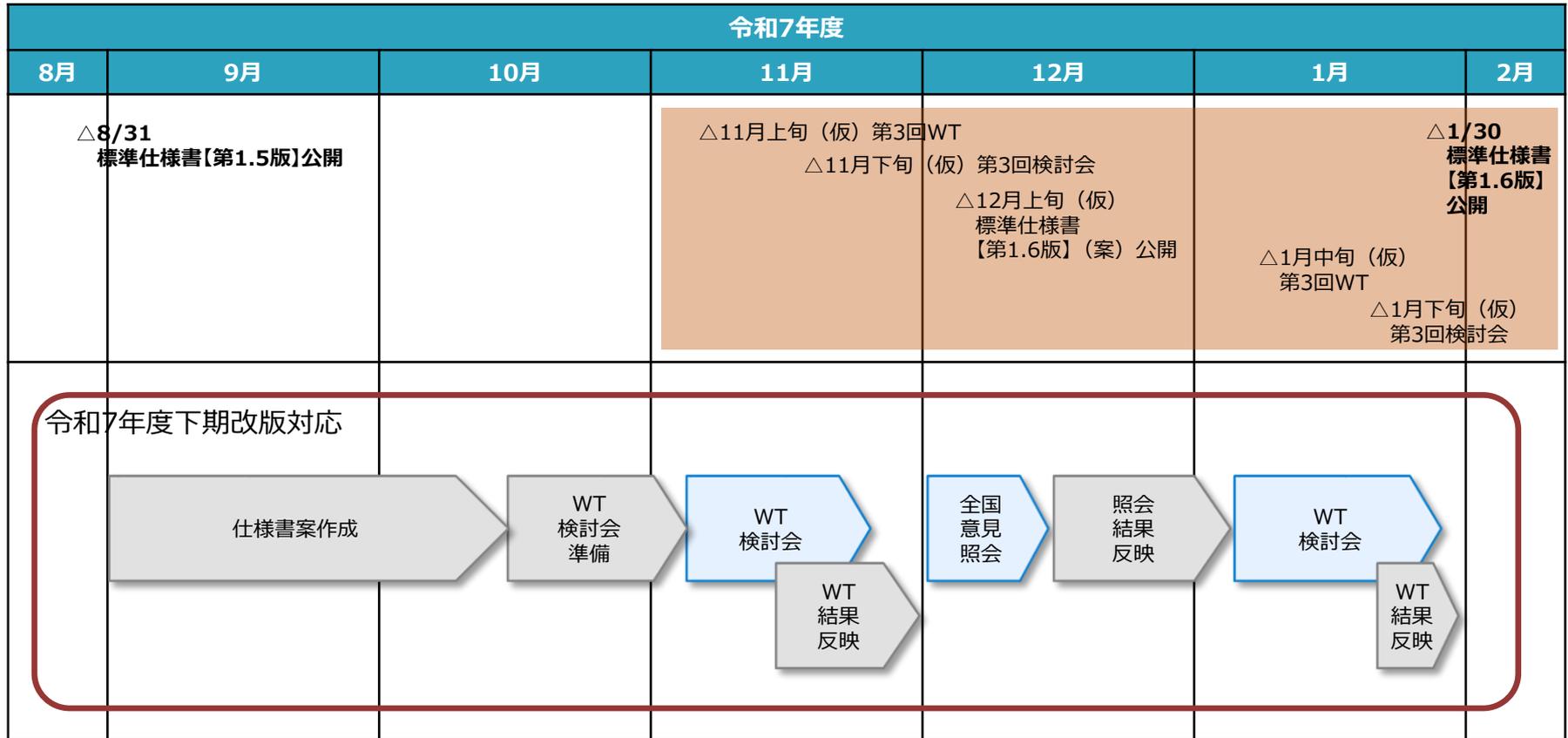
● 国保標準仕様書【第1.4版】で規定済みの要件について

今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.4版】に対する改版内容について、ご意見等を伺うものです。【第1.4版】からの変更点については、「05_修正事項一覧_【第1.5版】（案）」でお示しておりますので、この内容に対してご意見を回答くださるようお願い申し上げます。

なお、国保標準仕様書【第1.4版】時点で規定済みの要件については、業務上支障があるため修正が必須と考えられる事項があった場合に限り、ご意見を承ります。その他の事項についていただいたご意見については恐れ入りますが本意見照会の対象外とさせていただきます。

7. 今後の標準仕様書の改版について

○ 今後の改版については、以下のスケジュールを予定しています。



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。